

## 水産業の体質強化を求める意見書

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、今年度から始まった水産政策の改革に伴う水産資源管理システムでは、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、最大持続生産量の概念をベースとする方式へ変更となった。

この新たなシステムへの移行に伴い、漁業者は、適切な資源管理に取り組むため、減船や休漁措置等を求められる場合があり、漁業経営安定化を図るセーフティネットとしての、漁業収入安定対策の機能強化が必要となる。

また、違法・無規制・無報告に行われている漁業、いわゆるIUU漁業の対策や、水産物輸出促進等のための漁獲証明に係る法制化を進めるなど、トレーサビリティの取組の推進等による流通制度の改善を行い、水産物の消費拡大につなげることが必要である。

よって、国においては、漁業者らが安心して水産政策の改革に取り組めるよう、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法整備を行うこと。
- 2 水産物のトレーサビリティを推進するために漁獲証明に係る法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
宛て

福島県議会議長 吉田栄光